岐阜県屋外広告物条例等早わかり

令和３年４月

岐阜県都市建築部都市政策課

はじめに

広告板やネオンサインなどの屋外広告物は、広報、宣伝活動のひとつとして社会的に重要な役割を果たしています。

しかし、同時に、屋外広告物は、都市景観の一部を形成していることから、良好な景観との調和が求められており、さらに、通行人等公衆に対する危害の防止にも十分な配慮が払われなければなりません。

そこで、岐阜県では、屋外広告物法に基づき、岐阜県屋外広告物条例を定めて、適正な屋外広告物の掲出に努めています（なお、岐阜市、高山市、多治見市、美濃市、恵那市、各務原市及び下呂市では、各市の屋外広告物条例が定められています。）。

この冊子は、この条例の概要を説明し、関係の方々により一層ご理解をいただくことを目的に作成しました。

●目　次●

Ⅰ　屋外広告物とは　……　1
Ⅱ　禁止広告物　……　2
Ⅲ　禁止物件　……　2
Ⅳ　禁止地域　……　3
Ⅴ　許可地域　……　6
Ⅵ　許可の基準(抜すい)　……　8
Ⅶ　適用除外　……１２
Ⅷ　許可申請の手続　……１４
Ⅸ　その他　……１７
○　別表１　……１９
○　別表２　……１９
○　別表３　……２０
○　別表４　……２１
○　別表５　……２１
○　別表６　……２１
○　別表７　……２２
○　様　式　……別冊

Ⅰ　屋外広告物とは

道路沿いに建てられる野立広告物、ビルの屋上にある広告塔、建物の壁にある壁面広告、電柱広告など、さまざまな形態の屋外広告物がありますが、規制の対象とする「屋外広告物」とは、これらの他にネオンサイン、アドバルーンまで含む幅の広い意味を有しています。

○　屋外広告物とは
次の条件をすべて満たすものが「屋外広告物」であり、その内容が営利的な広告かどうかは問いません。

①常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- 「常時又は一定の期間継続して」とは、定着して表示されるものに限る趣旨であり、散布されるビラやチラシの類は屋外広告物にはなりません。
  これらは、電柱や塀などに貼付されたとき、初めて定着性を有し、屋外広告物に該当することになります。
- ４，５日程度の短期間のみ表示される場合は、一般的に継続性は認められないものとして取り扱います。

②屋外で表示されるものであること
- 「屋外」とは、その広告物が建築物等の外側にあることを必要とし、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内に存在する広告物であれば、法の規制の対象にはなりません。

③公衆に表示されるものであること
- 「公衆」とは、単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、法の趣旨に照らして、建物の管理権等から総合的に判断されます。

④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれに類するものであること
- 「その他の工作物等」とは、元来広告物の表示又は掲出の目的を持ったものではない煙突や塀のようなものや、工作物とはいえないような岩石、樹木等を意味し、これらを利用したものも屋外広告物に含めるということです。

次ページから「岐阜県屋外広告物条例」の概要を説明しますが、おおむね次のように構成されています。

岐阜県屋外広告物条例──┬禁止広告物→掲出してはいけない広告物
　　├禁 止 物 件→原則として広告物の掲出ができない物件
　　├禁 止 地 域 →原則として広告物の掲出ができない地域
　　└許 可 地 域 →広告物を掲出するときに許可が必要な地域

注：以下の説明では、岐阜市、高山市、多治見市、美濃市、恵那市、各務原市及び下呂市域を除きます。

Ⅱ　禁止広告物（掲出してはいけない広告物）

○　著しく破損した広告物や道路交通の安全を阻害する広告物などは、地域に関係なく掲出してはいけません（条例第４条）。

○　条例では、次のものが禁止広告物とされています。
・著しく汚染、変色し、又は塗料等のはく離したもの
・著しく破損し、又は老朽したもの
・倒壊又は落下のおそれがあるもの
・信号機、道路標識等に類似するもの又はこれらの効用を妨げるようなもの
・道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

Ⅲ　禁止物件（広告物の掲出ができない物件）

１　街路樹や電話ボックスなどには、地域に関係なく原則として広告物を掲出できません（条例第６条第１項）。

○　条例では、次のものが禁止物件とされています。
・橋、トンネル、高架構造、安全地帯及び分離帯
・街路樹及び路傍樹並びに道路上にあるアーケード、日おい及び雁木
・信号機及びその附属施設、道路標識、道路上のさく、駒止め並びに里程標
・消火せん、火災報知器及び火の見やぐら
・郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔並びに公衆便所
・送電塔、送受信塔及び照明塔
・煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
・銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
・景観重要建造物及び景観重要樹木

２　電柱、街燈柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札等、広告旗若しくは立看板等を掲出できません（条例第６条第２項）。

３　道路の路面には、広告物を表示できません（条例第６条第３項）。

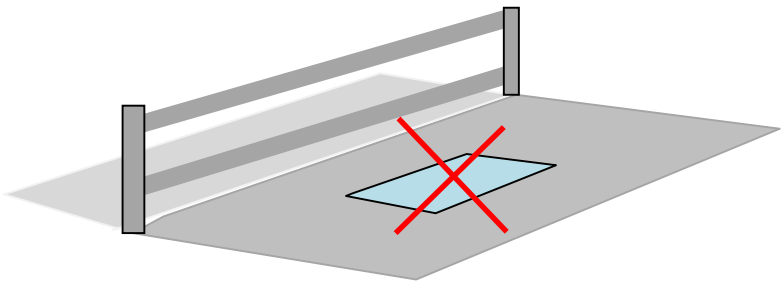

Ⅳ　禁止地域（広告物の掲出ができない地域）

１　第１種、第２種低層住居専用地域や風致地区など、良好な景観を特に保持する必要のある地域には、原則として広告物の掲出ができません。

○　条例で禁止地域とされるところは、次のとおりです。

(1) 都市計画法により定められた一部の地域及び地区（詳細は※参照）

(2) 景観法により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

(3) 文化財保護法により指定された区域

(4) 森林法により指定された風致保安林のある地域

(5) 岐阜県自然環境保全条例により指定された区域

(6) 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間

(7) 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）、鉄道（新幹線鉄道を除く。）、軌道及び索道で、知事が指定する区間

(8) 道路、鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）から展望することができる地域で、知事が指定する区域

(9) 都市公園法に規定する都市公園の区域

(10) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、官公立の病院、博物館及び美術館

(11) 河川、湖沼、渓谷、高原、山岳、緑地及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域

(12) 交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして知事が指定する地域

(13) 上記の他、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして知事が指定する地域又は場所

※　具体的な禁止地域は、次のとおりです。（令和３年４月１日現在）

(1) 都市計画法により定められた次の区域（条例第５条第１号）

①第１種低層住居専用地域・第２種低層住居専用地域、田園住居地域

第１種低層住居専用地域・第２種低層住居専用地域を定めている市町名

※田園住居地域については、現在指定はありません。

第１種低層住居専用地域	第２種低層住居専用地域
大垣市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、可児市、瑞穂市、飛騨市、郡上市、垂井町、関ケ原町、安八町、北方町、坂祝町、御嵩町	大垣市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、瑞穂市、安八町、御嵩町

②風致地区

指定市町村	地区名	備考
関市	安桜山風致地区	関市風致地区条例
	梅竜寺山風致地区	
養老町	養老白石風致地区	養老町風致地区条例

③特別緑地保全地区

指定市町村	地区名	備考
瑞浪市	竜吟峡特別緑地保全地区	都市緑地法
土岐市	仲森特別緑地保全地区	
飛騨市	気多若宮特別緑地保全地区	

(2) 景観法により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域（条例第５条第２号）

現在指定区域はありません。

(3) 文化財保護法により指定された次の区域（条例第５条第４号）

①重要文化財に指定された建造物の周囲で知事が指定する区域（文化財保護法第２７条関係）

別表１（１９ページ）のとおり

②重要有形民俗文化財に指定された建造物の周囲で知事が指定する区域（文化財保護法第７８条第１項関係）

別表２（１９ページ）のとおり

③史跡名勝天然記念物又は特別史跡名勝天然記念物に指定された地域（文化財保護法１０９条第１項若しくは第２項関係）

別表３（２０ページ）のとおり

④伝統的建造物群保存地区及びその地区から展望できる地域（文化財保護法第１４３条第２項関係）

指定市町村	地区名	備考
白川村	大野郡白川村荻町地区	

(4) 森林法により指定された風致保安林のある地域（条例第５条第６号、森林法第２５条第１項第１１号関係）

指定市町村	該当地域	備考
関市	関市肥田瀬立岩 1279-2	
中津川市	中津川市山口諏訪社 732 -1	
	中津川市山口諏訪社 732 -2	
	中津川市馬篭峠 3922-1	
揖斐川町	揖斐郡揖斐川町谷汲神原字平岩 1632－4	
	揖斐郡揖斐川町谷汲神原字坂本 1193－1	
	揖斐郡揖斐川町谷汲神原字坂本 1193－6	

(5) 岐阜県自然環境保全条例により指定された次の区域（条例第５条第７号）

①自然環境保全地域（岐阜県自然環境保全条例第１４条関係）

別表４（２１ページ）のとおり

②緑地環境保全地域（岐阜県自然環境保全条例第２５条関係）

別表５（２１ページ）のとおり

(6) 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間（条例第５条第８号）

(7) 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）、鉄道（新幹線鉄道を除く。）、軌道及び索道で、知事が指定する区間（条例第５条第９号）

別表７（２２～３０ページ）のとおり

(8) 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域（条例第５条第 10 号）

別表７（２２～３０ページ）のとおり

(9) 都市公園法に規定する都市公園の区域（条例第５条第１１号、都市公園法第２条第１項関係）

(10) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、官公立の病院、博物館及び美術館（条例第５条第１３号）

(11) 河川、湖沼、渓谷、高原、山岳、緑地及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域（条例第５条第１５号）

現在指定区域はありません。

(12) 交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上等及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして知事が指定する地域（条例第５条第１６号）

① 信号機の設置されている交差点
② 一般国道又は県道と一般国道又は県道との交差点
③ 一般国道又は県道と鉄道との踏切
④ ・①及び②の交差点並びに③の踏切から３０ｍ以内の一般国道又は県道
・歩道、車道の区分のない道路（市町村道を含む）の両側５ｍ以内の区域（ただし、高さが７ｍ以上の屋上広告物を除く。）

※略図

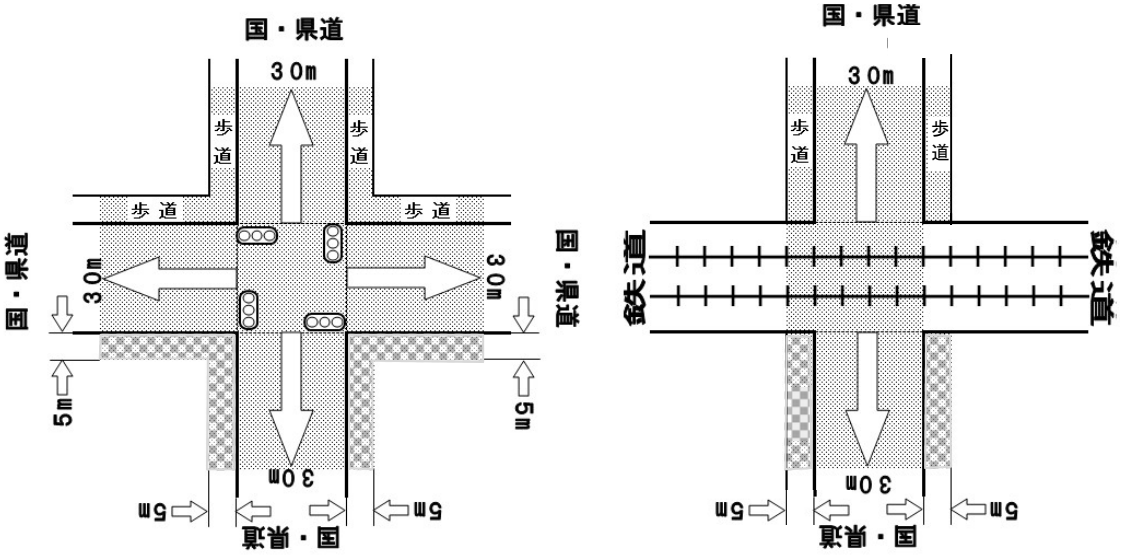

（信号機の設置されている交差点から 30m以内の道路）　　（踏切との交差点から 30m以内の道路）

※ 車道、歩道の区分のない道路の両側５ｍ以内の区域

(13) 上記の他、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして知事が指定する地域又は場所（条例第５条第１７号）

別表６（２１ページ）のとおり

Ⅴ　許可地域（広告物を掲出するとき許可が必要な地域）

１　道路沿いの一定の区域や都市計画区域内などの許可地域に広告物を掲出しようとする場合には、原則として許可が必要です。

○　条例で許可地域とされるところは、次のとおりです。

（１）景観法に規定する景観計画区域（条例第７条第１号）

景観計画区域を定めている市村	景観計画区域
大垣市、関市、中津川市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、可児市、本巣市、郡上市、白川村、羽島市	左記市村の全域

（２）道路、鉄道等で、知事が指定する区間（条例第７条第５号）

別表７（２２～３０ページ）のとおり

（３）道路、鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域（条例第７条第６号）

別表７（２２～３０ページ）のとおり

（４）都市計画法の規定により指定された都市計画区域（条例第７条第 11 号、都市計画法第５条第１項及び第２項関係）

※都市計画区域は次ページのとおりです（令和３年４月１日現在）

県内の市全部(ただし、大垣市、関市、中津川市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、海津市は一部の地域)
羽島郡　岐南町、笠松町
養老郡　養老町（一部）
不破郡　垂井町（一部）、関ヶ原町（一部）
安八郡　神戸町、輪之内町、安八町
揖斐郡　揖斐川町（一部）、大野町、池田町（一部）
本巣郡　北方町
加茂郡　坂祝町、富加町、川辺町、八百津町（一部）
可児郡　御嵩町

岐阜県の都市計画区域

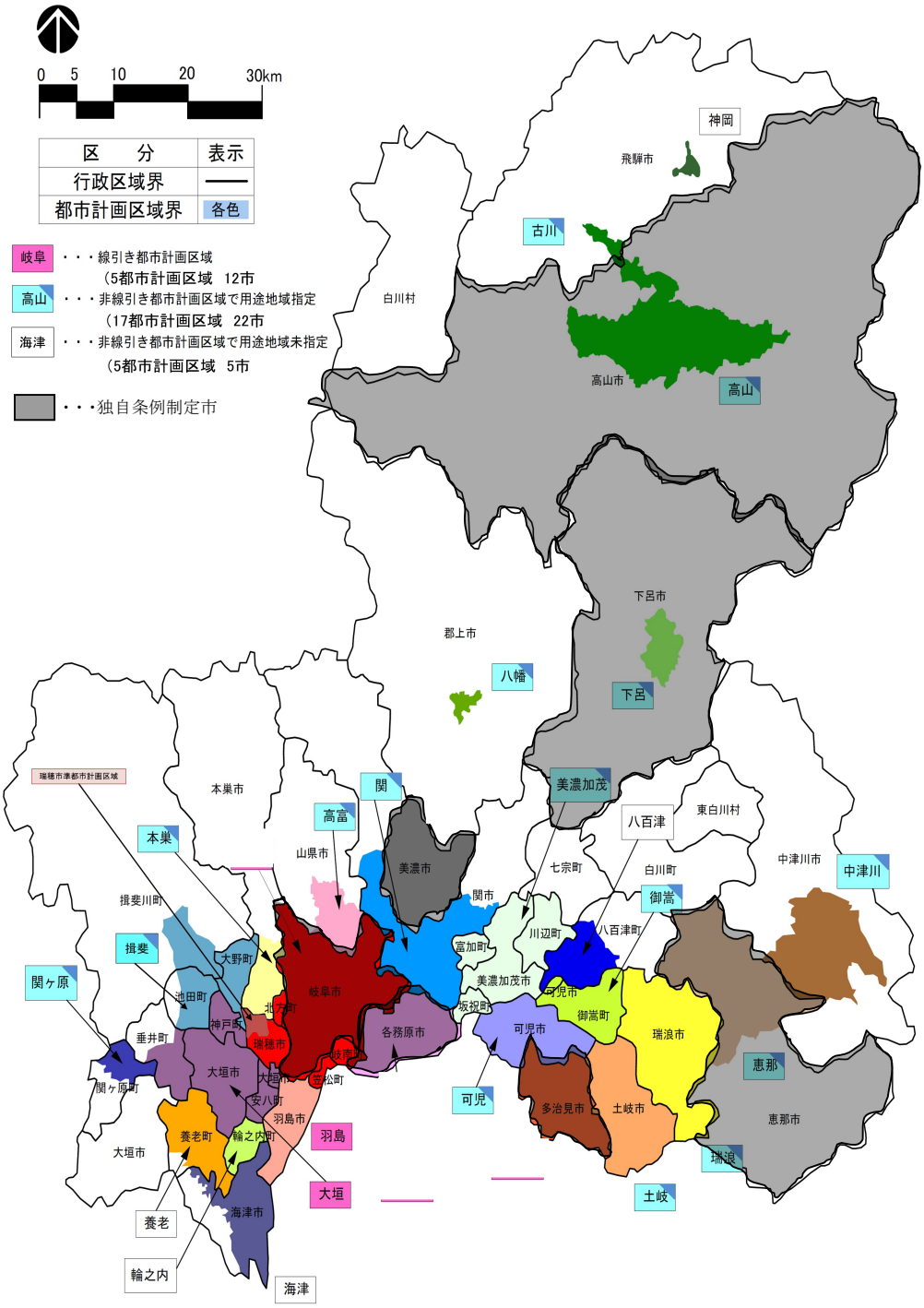
0 5 10 20 30km
区 分
表示
行政区域界
都市計画区域界
各色
岐阜 ・・・線引き都市計画区域
（5都市計画区域 12市
高山 ・・・非線引き都市計画区域で用途地域指定
（17都市計画区域 22市
海津 ・・・非線引き都市計画区域で用途地域未指定
（5都市計画区域 5市
・・・独自条例制定市
神岡
飛騨市
古川
白川村
高山市
高山
下呂市
郡上市
八幡
下呂
瑞穂市準都市計画区域
本巣市
関
美濃加茂
八百津
東白川村
高富
本巣
山県市
美濃市
七宗町
白川町
中津川市
中津川
揖斐川町
関市
御嵩
揖斐
川辺町
八百津町
富加町
大野町
関ヶ原
美濃加茂市
岐阜市
可児市
池田町
北方町
坂祝町
御嵩町
神戸町
各務原市
瑞浪市
垂井町
瑞穂市
可児市
岐南町
大垣市
大野町
恵那
関ヶ原町
笠松町
安八町
可児
多治見市
土岐市
羽島市
恵那市
養老町
輪之内町
羽島
大垣市
瑞浪
大垣
土岐
海津市
養老
輪之内
海津

Ⅵ　許可の基準（抜すい）

１　共通基準

① 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること。
② 汚染し、変色し、又は塗料等のはく離したものでないこと。
③ 広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾をしたものであること。
④ 蛍光塗料は、使用しないものであること。
⑤ 電飾設備を有するものにあっては、点滅速度は緩やかなものであって、昼間においても美観風致を損なわないものであること。
⑥ 色彩は、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止に十分配慮したものであること。
⑦ 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。

２　個別基準

・屋外広告物は、その目的・種類に応じて、表示面積、高さなどの制約があります。
・広告物を掲出する地域（許可地域又は禁止地域）によって、基準が異なるため、掲出する地域について市町村に十分に確認してください。
・具体的な個別基準は、次ページ（９～１１）のとおり

○許可の基準（個別基準）

１　自家広告物

自家広告物とは：自己の氏名、名称、店名、商標又は事業・営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業所に掲出するもの（条例第８条第２項第１号）

区　　分	広告物の種類	許可地域（７ページ）	禁止地域（３ページ）
自　　家 広 告 物	野立広告物	○表示面積 １基につき５０㎡以下 ○高さ １５ｍ以下 ［規則別表第二中二　１(一)参照］	○表示面積 １事業所等あたり合計５０㎡以下 ○その他の基準 広告物の種類に応じて、左欄の基準を満たすこと ［規則別表第二中三　１参照］
	屋上広告物	○個数 １つの建築物につき１個 （堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ○表示面積 ２０㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ○高さ 地表から広告物掲出箇所までの高さの２／３以下 ［規則別表第二中二　２(一)参照］	
	壁面広告物	○表示面積（次の２つとも満たすこと） ・１個３０㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の１／２以下 ［規則別表第二中二　２(二)参照］	
	突出広告物	○個数 １壁面につき１個 （堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ○表示面積 １個２０㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ○下端の高さ ・歩道上にあっては地表から２．５ｍ以上 ・車道上にあっては地表から４．７ｍ以上 ○道路上への出幅 １ｍ以下 ［規則別表第二中二　２(三)参照］	
許可申請		○許可申請が必要 ○ただし、１事業所等あたり合計１０㎡以下のものについては、許可申請不要 ［別表第一中二参照］	

※「規則別表」とは、岐阜県屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

２　案内用広告物、道標等

案内用広告物とは：自己の住所、事業所、営業所又は作業所を知らせるため、その付近に掲出するもの（条例第８条第４項第２号）

道標等とは：道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物（条例第８条第４項第１号）

区　　分	広告物の種類	許可地域（７ページ）			禁止地域（３ページ）
		道路及び鉄道で知事が指定する区域（別表７（２３～３１ページ）参照）		左の区域外	
		用途地域内	用途地域外		
案内用広告物 道標等	野立広告物	○表示面積 １面２０㎡以下 合計２０㎡以下 ○高さ ・広告塔 １５m以下 ・その他 １０m以下 ［規則別表第二中二１(二)(１)参照］	**○表示面積 １面４㎡以下 合計８㎡以下 集合看板 １面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ ５m以下** ［規則別表第二中二１(二)(２)イ参照］	○表示面積 １面２０㎡以下 合計４０㎡以下 ○高さ ・広告塔 １５m以下 ・その他 １０m以下 ［規則別表第二中二１(二)(３)参照］	**○表示面積 １面２㎡以下 合計４㎡以下 集合看板 １面１０㎡以下 合計２０㎡以下 ○高さ 野立広告物のみ５m以下 ○その他の基準 広告物の種類に応じて、左の基準を満たすこと** ［規則別表第二中三　２参照］
	屋上広告物	○個数 １の建築物につき１個 （堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ○表示面積 ２０㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ○高さ 地表から広告物掲出箇所までの高さの２／３以下 ［規則別表第二中二　２(一)参照］			
	壁面広告物	○表示面積（次の２つとも満たすこと） ・１個３０㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の１／２以下 ［規則別表第二中二２(二)参照］			
	突出広告物	○個数 １壁面につき１個 （堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ○表示面積 １個２０㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ○下端の高さ ・歩道上にあっては地表から２．５m以上 ・車道上にあっては地表から４．７m以上 ○道路上への出幅 １m以下　［規則別表第二中二２(三)参照］			
許可申請		○案内用広告物は、すべて許可申請が必要 ○道標等は、２㎡以下のものについては、許可申請不要［規則別表一中四参照］			

案内用広告物、道標等のその他の基準

（許可地域内の「道路及び鉄道で知事が指定する地域」の「用途地域外」及び「禁止地域」に掲出する場合）
※上表の網掛け部分の場合
ア　施設、事業所等への案内誘導を目的とするものであること
イ　表示内容は、名称、方向、距離等の案内誘導を行うのに必要最小限の事項を表示するものであること
ウ　動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと
［規則別表第二中二　１(二)(２)イ　・規則別表第二中三　２参照］

※「規則別表」とは、岐阜県屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

３　その他の広告物（自家広告物、案内用広告物に該当しないもの）

<table>
<tr><th rowspan="3">区　　分</th><th rowspan="3">広告物の種類</th><th colspan="3">許可地域（７ページ）</th><th rowspan="3">禁止地域
（３ページ）</th></tr>
<tr><th colspan="2">道路及び鉄道で知事が指定する区域
（別表７（２３～３１ページ）参照）</th><th rowspan="2">左の区域外</th></tr>
<tr><th>用途地域内</th><th>用途地域外</th></tr>
<tr><td rowspan="4">その他の
広 告 物</td><td>野立広告物</td><td>○表示面積
１面２０㎡以下
合計４０㎡以下
○高さ
・広告塔
１５ｍ以下
・その他
１０ｍ以下
［規則別表第二中
二１(二)(１)参照］</td><td>○表示面積
１面２０㎡以下
合計４０㎡以下
○高さ
広告塔１５ｍ以下
その他１０ｍ以下
○指定路線からの距離３０ｍ以上
○広告物相互距離５０ｍ以上
※現地確認必要
高速道路･新幹選路線の両側500m以上1000m以内の区域は300m以上
［規則別表第二中二
１(二)イロ参照］</td><td>○表示面積
１面２０㎡以下
合計４０㎡以下
○高さ
・広告塔
１５ｍ以下
・その他
１０ｍ以下
［規則別表第二中
二１(二)(３)参照］</td><td rowspan="4">不　　可</td></tr>
<tr><td>屋上広告物</td><td colspan="3">○個数
１つの建築物につき１個（堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし）
○表示面積
２０㎡以下（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし）
○高さ
地表から広告物掲出箇所までの高さの２／３以下
［規則別表第二中二　２(一)参照］</td></tr>
<tr><td>壁面広告物</td><td colspan="3">○表示面積（次の２つとも満たすこと）
・１個３０㎡以下
（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし）
・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の１／２以下
［規則別表第二中二２(二)参照］</td></tr>
<tr><td>突出広告物</td><td colspan="3">○個数
１壁面につき１個（堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし）
○表示面積
１個２０㎡以下（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし）
○下端の高さ
・歩道上にあっては地表から２．５ｍ以上
・車道上にあっては地表から４．７ｍ以上
○道路上への出幅
１ｍ以下　［規則別表第二中二２(三)参照］</td></tr>
<tr><td colspan="2">許可申請</td><td colspan="3">○すべて許可申請が必要　※管理用広告物は下表のとおり。</td><td></td></tr>
</table>

管理用広告物の許可申請

○　管理上の必要により自己の管理する土地又は物件に掲出するもの（条例第８条第２項第２号）

	許可地域	禁止地域
表示面積が１個２㎡以下	許可申請不要［規則別表一中三参照］	許可申請不要［規則別表一中三参照］
表示面積が１個２㎡超	許可申請必要(上の表の許可基準)	不可

※「規則別表」とは、岐阜県屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

Ⅶ　適用除外（条例の適用が除外されるもの）

○　選挙運動のための屋外広告物や地方自治体が掲出する広告物などは、条例の適用が一部除外されます（条例第８条）。
※具体的な基準は、下表のとおり

（禁止物件、禁止地域等、許可地域等の規定の適用除外となるものの基準）

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>禁止物件の規定の適用</th><th>禁止地域の規定の適用</th><th>許可地域の規定の適用</th></tr>
<tr><td>1</td><td>法令の規定により掲出するもの</td><td colspan="3">全て適用除外（許可申請不要）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>公職選挙法その他の法令による選挙運動又は選挙の運動期間中及び選挙の当日において行う政治活動のために掲出するもの</td><td colspan="3">全て適用除外（許可申請不要）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>アーケード、街燈柱、公園施設に地名、寄贈者名等を表示するもので、右欄の基準に適合するもの</td><td colspan="3">次の要件を満たすものは、適用除外（許可申請不要）
●表示面積（次の２つを満たすこと）
・表示方向から見た場合における当該表示施設・物件の外郭線内を１平面とみなしたものの面積の１／２０以下
・０．５㎡（街燈柱については、１㎡）以下
（地名、街区名等は面積制限なし）
●個数
１の施設又は物件につき１個
（アーケード、街燈柱は個数制限なし）
●色彩
蛍光塗料を使用しないもの
［規則別表第一中一参照］</td></tr>
<tr><td>4</td><td>天災地変、伝染病の発生等緊急やむを得ない場合に必要なもの</td><td colspan="3">全て適用除外（許可申請不要）</td></tr>
<tr><td>5</td><td>自家広告物で右欄の基準に適合するもの</td><td>一部適用除外
（禁止物件のうち送電塔、送受信塔、水道タンクその他これらに類するものに掲出する自家広告物が、右欄の基準を満たす場合は、許可申請不要）
［規則別表第１中５参照］</td><td colspan="2">次の要件を満たすものは適用除外
（許可申請不要）
●表示面積
１事業所等あたり合計10㎡以下
●その他
蛍光塗料を使用しないもの
［規則別表第一中二参照］</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>禁止物件の規定の適用</th><th>禁止地域の規定の適用</th><th>許可地域の規定の適用</th></tr>
<tr><td>6</td><td>管理用広告物で右欄の基準に適合するもの</td><td>一部適用除外
（禁止物件のうち送電塔、送受信塔、水道タンクなどに掲出する場合は許可申請不要）</td><td colspan="2">表示面積２㎡以下のものは適用除外
（許可申請不要）
［規則別表第一中三参照］</td></tr>
<tr><td>7</td><td>道標等で右欄の基準に適合するもの</td><td>不　可</td><td colspan="2">表示面積２㎡以下のものは適用除外
（許可申請不要）
［規則別表第一中四参照］</td></tr>
<tr><td>8</td><td>冠婚葬祭・祭礼等のため、臨時に掲出するもの</td><td>不　可</td><td colspan="2">全て適用除外（許可申請不要）</td></tr>
<tr><td>9</td><td>講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に掲出するもの</td><td>不　可</td><td colspan="2">全て適用除外（許可申請不要）</td></tr>
<tr><td>10</td><td>人、動物、車両、船舶等に掲出するもの</td><td>不　可</td><td colspan="2">全て適用除外（許可申請不要）</td></tr>
<tr><td>11</td><td>地方公共団体が設置する公共掲示板に規則に定めるところにより掲出するもの</td><td>不　可</td><td colspan="2">全て適用除外（許可申請不要）</td></tr>
<tr><td>12</td><td>広告物を掲出する物件の設置の許可を受けた者が当該物件に表示するはり紙で右欄の基準に適合するもの</td><td></td><td></td><td>広告物を掲出する物件の掲出面をはみ出さないもので蛍光塗料を使用しないものは適用除外
（許可申請不要）</td></tr>
<tr><td>13</td><td>国、地方公共団体、岐阜県交通安全協会、各地区交通安全協会、独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人が公共的目的をもって掲出するもの</td><td colspan="3">・この場合は、禁止物件、禁止地域及び許可地域の規定が適用されないが、各規定の趣旨に沿うように努めなければならない。
・許可申請に代わり、市町村長への通知が必要。
なお、次の広告物は、通知不要。
・この表の1～11の広告物
・官公署の建造物・敷地に掲出する広告物
・官公署の建造物・敷地の外で、表示面積が１面４㎡以下、合計が８㎡以下の広告物</td></tr>
</table>

※禁止地域に自家広告物、道標等（この表の５・７の基準に適合しないもの）、案内用広告物を掲出するには、許可を受けなければなりません（ただし、１０・１１ページの許可の基準を満たすものであること）。

※政党が第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域又は田園住居地域内において表示するはり紙及びはり札については、禁止地域の規定は適用されません（ただし、許可申請は必要）

Ⅷ　許可申請の手続

１　新設の場合

・広告物を掲出しようとする場所を所轄する**市町村屋外広告物担当窓口**へ「屋外広告物許可申請書」及び添付書類を提出し、必ず許可を受けてから着工してください。

※許可を受けた広告物には、許可の際に交付される証票を貼付しなければなりません。ポスター等の広告物は、許可の証印又は打刻印を受けなければなりません。

（新規申請時の提出書類）

(1) 屋外広告物許可申請書（正副２通・第１号様式、別冊様式参照）	
(2) 添付書類	①位置図（野立広告物については、道路、鉄道等からの距離を明示すること。）
	②形状、寸法及び構造に関する仕様書
	③構造図
	④彩色広告面模写図
	⑤建築物を利用する広告物にあっては、建築物の構造図及び立面図

２　関連する手続

(1) 広告物の高さが４ｍを超える場合

・建築基準法による工作物の確認が必要ですので、行政機関や指定確認検査機関の建築確認申請受付窓口で必要な手続をしてください。

(2) 広告物を道路上（上空を含む。）に掲出する場合

・道路法による道路占用の許可が必要ですので、道路管理者に対し必要な手続をしてください。

・道路交通法による道路使用の許可が必要ですので、所轄の警察署に対し必要な手続をしてください。

・なお、突出広告物については、国道及び県道では、自家広告物以外道路占用を認めていませんので留意してください。

(3) その他の法令

・自然公園法、県立自然公園条例などにより、広告物が制限されている場合や、許可が必要な場合がありますので県環境企画課又は県の各県事務所に確認してください。

・風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律、岐阜県風営適正化法施行条例により、性風俗特殊営業の広告物は設置場所が制限されていますので所轄の警察署に確認してください。

３　更新の場合

・許可期間が広告物の種類に応じて、２月～３年以内の範囲で定められています。

・この期限後も引き続き掲出する場合は、期間満了日の３０日前までに「屋外広告物許可期間更新申請書」などを提出し、許可を受けてください。

・なお、許可期間が２月のはり紙、はり札等を除く広告物は、**「屋外広告物自己点検報告書」**の提出が必要です。

（更新申請時の提出書類）

(1) 屋外広告物許可期間更新申請書（正副２通・第２号様式、別冊様式参照）	
(2) 添付書類	①当該広告物等のカラー写真
	②屋外広告物自己点検報告書

（許可期間）

広告物の種類			許可期間	
			新規	更新
野立広告物	鉄骨造りその他の堅固な構造のもの		３年以内	２年以内
	その他のもの		１年以内	
屋上広告物 突出広告物	堅固な建築物（鉄筋コンクリート及び鉄骨造りの建築物をいう。以下同じ。）を利用するもの	鉄骨造りその他の堅固な構造のもの	３年以内	２年以内
		その他のもの	１年以内	
	その他のもの			
壁面広告物	堅固な建築物を利用するもの		３年以内	２年以内
	その他のもの		１年以内	
はり紙、はり札、立看板、ｱﾄﾞﾊﾞﾙｰﾝ、広告幕、広告網その他これらに類するもの			２月以内	
その他の広告物			１年以内	

４　改造・移転をする場合

・許可を受けて掲出した広告物を改造又は移転しようとするときは、「屋外広告物変更許可申請書」及び添付書類を提出し、必ず事前の許可を受けてください。

（変更申請時の提出書類）

(1) 屋外広告物変更許可申請書（正副２通・第３号様式、別冊様式参照）	
(2) 添付書類	屋外広告物許可申請書に添えた書類のうち変更を要する書類

５　申請者、管理者の住所・氏名を変更した場合

・屋外広告物申請者（管理者）変更届（第８号様式、別冊様式参照）を提出してください。

６　撤去した場合

・屋外広告物改修（移転・除却）届（第９号様式、別冊様式参照）を提出してください。

７　許可等手数料

・許可を受けようとする場合、許可期間の更新を受けようとする場合は、手数料が必要となります。
なお、手数料の額及び納入方法は、各市町村屋外広告物担当窓口でご確認ください。

※手数料は、各市町村の手数料条例にて規定されています。

Ⅸ　その他

１　屋外広告業の登録

・岐阜県内（岐阜市域を除く。）において、屋外広告業を営もうとする方は、知事の登録を受けなければなりません。

※詳細は「屋外広告業登録申請等の手引き」をご覧下さい。

・岐阜市域は、岐阜市長への登録が必要です。ただし、岐阜県知事に登録をした者の特例により、岐阜県知事の登録を受けた業者は、岐阜市長に届出をすれば登録されたものとみなされます。（岐阜市への特例届出については、岐阜市開発指導景観課にお問い合わせください。）

・屋外広告業者は、その営業所ごとに、知事が行う屋外広告物講習会の修了者等を選任しなければなりません。屋外広告物講習会の開催については、県公報・インターネットなどによりお知らせします。

（広告主の方へ）

広告物の掲出を依頼するときは、登録業者であることをご確認ください。
（岐阜県屋外広告物ホームページで登録業者の一覧が確認できます。）

（屋外広告物講習会受講手数料）

屋外広告物講習会を受けようとする場合は、手数料を納入してください。

手数料額は次のとおり

区　　分	金　　額
屋外広告物関係法令に関する課程	１，０５０円
屋外広告物の表示の方法に関する課程	７５０円
屋外広告物の施工に関する課程※	１，２００円

※建築士、電気工事士、第一～三種電気主任技術者免状の交付を受けている者、職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者（帆布製品製造取付けに係るもの）は免除可能

２　屋外広告物を掲出する者の義務

○管理義務

・広告物の掲出者又は管理者は、広告物の補修等の必要な管理を怠らないようにして、常に良好な状態に保持するように努めなければなりません。

○除却義務

・許可期間が満了したとき、若しくは許可を取り消されたとき、又は掲出の必要がなくなったときは、遅滞なく広告物を除却しなければなりません。

３　違反広告物に対する措置

○措置命令

・違反広告物については、除却等の措置が命令されます。

○簡易除却

・はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、簡易の除却措置が認められています。

４　罰則

・屋外広告物条例に違反した場合には、懲役又は罰金に処せられることがあるほか、過料を徴収されることがあります。

○　罰則が適用される場合

・禁止地域や禁止物件に広告物を掲出したとき
・広告物を掲出・変更するときに、許可を受けなかった場合
・広告物を除却しなければならないときに、除却しなかった場合
・措置命令に従わなかったとき
・登録をしないで屋外広告業を営んだとき

別表１（重要文化財に指定された建造物の周囲で知事が指定する区域）

（令和３年４月１日現在）

指定建造物名	所在地	指定する区域
新長谷寺本堂、三重塔、客殿、釈迦堂、阿弥陀堂、鎮守堂、大師堂及び薬師堂	関市長谷寺町	指定建造物の周囲から 50m 以内の地域で境内地となっている区域
旧太田脇本陣林家住宅	美濃加茂市太田町	指定建造物の周囲から 50m 以内の区域
白山神社拝殿	山県市東深瀬	同　　上
薬師堂	飛騨市神岡町	同　　上
桑原家住宅	大垣市上石津町	同　　上
南宮神社々殿	不破郡垂井町	南宮神社境内地の全域
真禅院本地堂及び三重塔	同　　上	真禅院境内地の全域
日吉神社三重塔	安八郡神戸町	指定建造物の周囲から 50m 以内の地域で境内地となっている区域
牧村家住宅	揖斐郡大野町	指定建造物の周囲から 50m 以内の区域
円鏡寺楼門	本巣郡北方町	指定建造物の周囲から 50m 以内の地域で境内地となっている区域
日竜峰寺多宝塔	関市	指定建造物の周囲から 50m 以内の区域
明鏡寺観音堂	加茂郡八百津町	明鏡寺境内地の全域
旧八百津発電所施設	同　　上	指定建造物の周囲から 50m 以内の区域
旧遠山家住宅	大野郡白川村	同　　上

別表２（重要有形民俗文化財に指定された建造物の周囲で知事が指定する区域）

（令和３年４月１日現在）

指定建造物名	所在地	指定する区域
真桑の人形舞台	本巣市本郷	指定建造物の周囲から 50m 以内の区域

別表３（史跡、名勝、天然記念物又は特別史跡・名勝・天然記念物に指定された地域）

（令和３年４月１日現在）

名　　称	所　　在　　地	種　　類
西高木家陣屋跡	大垣市上石津町	史跡
美濃国分寺跡	大垣市青野町八反田、丸山	史跡
昼飯大塚古墳	大垣市昼飯町字大塚	史跡
おくのほそ道の風景地 大垣船町川湊	大垣市船町	名勝
弥勒寺官衙遺跡群 弥勒寺官衙遺跡 弥勒寺跡 丸山古窯跡 池尻大塚古墳	関市池尻、美濃市大矢田	史跡
苗木城跡	中津川市苗木字櫓下=	史跡
坂本のハナノキ自生地	中津川市千旦林	天然記念物
加子母のスギ	中津川市加子母池ノ森	天然記念物
垂洞のシダレモミ	中津川市付知町垂洞=	天然記念物
中山道	中津川市馬籠、落合、御嵩町	史跡
鬼岩	瑞浪市日吉町長作洞 可児郡御嵩町次月	名勝及び天然記念物
釜戸ハナノキ自生地	瑞浪市釜戸神徳西山	天然記念物
ヒトツバタゴ自生地	瑞浪市釜戸町森前、釜戸町百田半原沢 中津川市蛭川	天然記念物
乙塚古墳附段尻巻古墳	土岐市泉町久尻	史跡
元屋敷陶器窯跡	土岐市泉町久尻	史跡
美濃の壺石	土岐市土岐津町土岐口西山	天然記念物
白山神社のﾊﾅﾉｷ及びﾋﾄﾂﾊﾞﾀｺﾞ	土岐市泉中窯町	天然記念物
木曽川	可児市、加茂郡坂祝町	名勝
長塚古墳	可児市中恵土野中	史跡
美濃金山城跡	可児市兼山	史跡
久々利のｻｸﾗｲｿｳ自生地	可児市久々利	天然記念物
江馬氏城館跡 下館跡 高原諏訪城跡土城跡 寺林城跡 政元城跡 洞城跡 石神城跡	飛騨市神岡町殿、牧、寺林、西、麻生野、石神	史跡
横山楡原衝上断層	飛騨市神岡町横山	天然記念物
根尾谷断層	本巣市根尾水鳥	特別天然記念物
根尾谷の菊花石	本巣市根尾松田初鹿谷	特別天然記念物
根尾谷淡墨ザクラ	本巣市根尾板所上段	天然記念物
東氏館跡庭園	郡上市大和町牧字志の脇	名勝
石徹白のスギ	郡上市白鳥町石徹白、河ｳﾚ山	特別天然記念物
粥川ウナギ生息地	郡上市美並町粥川	天然記念物
神ノ御杖スギ	郡上市美並町杉原	天然記念物
オオサンショウウオ生息地	郡上市八幡町洲河、大和町小間見（小間見川）、和良町	天然記念物
油島千本松締切堤	海津市海津町油島	史跡
津屋川水系清水池ハリヨ生息地	海津市南濃町	天然記念物
一之瀬のﾎﾝｼｬｸﾅｹﾞ群落	大垣市上石津町一之瀬奥山	天然記念物
垂井一里塚	不破郡垂井町日守	史跡
美濃国府跡	不破郡垂井町府中	史跡
関ヶ原古戦場　附徳川家康最初陣地徳川家康最後陣地 石田光成陣地 岡山蜂火場 大谷吉隆墓 東首塚 西首塚	不破郡関ケ原町関ヶ原、野上、藤下	史跡
野古墳群	揖斐郡大野町野	史跡
揖斐二度ザクラ	揖斐郡大野町南方	天然記念物
霞間ヶ渓（サクラ）	揖斐郡池田町藤代、鎌ヶ谷	名勝及び天然記念物
神淵神社の大スギ	加茂郡七宗町神渕	天然記念物

飛水峡の甌穴群	加茂郡七宗町上麻生	天然記念物
大山の大スギ	加茂郡白川町大山	天然記念物
越原ハナノキ自生地	加茂郡東白川村越原松尾	天然記念物

別表４（自然環境保全地域）

（令和３年４月１日現在）

地　域　名	所　在　地
御前岳	飛騨市
関ホタルの川	関市
内啣洞	関市板取
椛の湖畔	中津川市
万波	飛騨市
北の俣・水の平	飛騨市
能郷白山	本巣市
岩の子	本巣市
朝日添川	郡上市
小川	郡上市
時山	大垣市上石津町
烏帽子岳	大垣市上石津町
荻町	大野郡白川村

別表５（緑地環境保全地域）

（令和３年４月１日現在）

地　域　名	所　在　地
馬籠	中津川市馬籠
西漆山	飛騨市
大山白山神社	加茂郡白川町
南山丘陵	可児郡御嵩町
飯島	大野郡白川村
南山丘陵	可児郡御嵩町
飯島	大野郡白川村

別表６（良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして知事が指定する地域又は場所）

（令和３年４月１日現在）

路　線　名	禁　止　区　間		禁止区域
	始　点	終　点	
関市道 8-12 号線	関市下有知地内の関市道 1-63 号線との交点	関市下有知地内の関市農道 8028 号線との交点	左記区間の路線に囲まれる区域
関市道 1-63 号線	関市下有知地内の関市道 8-12 号線との交点	関市下有知地内の関市道 1-76 号線との交点	
関市道 1-76 号線	関市下有知地内の関市道 1-63 号線との交点	関市下有知地内の関市道 1-41 号線との交点	
関市道 1-41 号線	関市下有知地内の関市道 1-76 号線との交点	関市下有知地内の関市農道 8029 号線との交点	
関市農道 8029 号線	関市下有知地内の関市道 1-41 号線との交点	関市下有知地内の関市農道 8028 号線との交点	
関市農道 8028 号線	関市下有知地内の関市農道 8029 号線との交点	関市下有知地内の関市道 8-12 号線との交点	

別表７

１　道　路　　※岐阜市域内、高山市域内、多治見市域内、美濃市域内、恵那市域内、各務原市域内及び下呂市域内は、下記の区域から除外する。

（令和３年４月１日現在）

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域（第５条第１０号の区域）	許可地域等		許可区域（第７条第６号の区域）
		禁止区間（条例第５条第９号の区間）			許可区間（第７条第５号の区間）		
		始点	終点		始点	終点	
1	高速自動車国道及び自動車専用道路			**県内の全区間の路線**の両側 500 メートル未満の区域。ただし、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められている区域を除く。			**県内の全区間の路線**の両側 1,000 メートル以内の区域。ただし、禁止地域等の区域を除く。
2	一般国道 19 号	多治見市・土岐市境	土岐市地内の土岐大橋				左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
					土岐市地内の土岐大橋	瑞浪市地内の県道瑞浪大野瀬線との交点	左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
		瑞浪市地内の県道瑞浪大野瀬線との交点	瑞浪市・恵那市境				左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
		恵那市・中津川市境	中津川市地内の小石塚橋				左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
					中津川市地内の小石塚橋	中津川市地内の落合大橋	左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
		中津川市地内の落合大橋	中津川市落合・同市山口境				左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
		中津川市地内の井戸沢橋	長野県境	左記区間の路線の長野県に向かつて左側長野県境までの区域及び右側 100 メートル以内の区域			

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 （第５条第１０号の区域）	許可地域等		許可区域 （第７条第６号の区域）
		禁止区間 （条例第５条第９号の区間）			許可区間 （第７条第５号の区間）		
		始点	終点		始点	終点	
3	一般国道21号				土岐市泉寺田町地内の一般国道19号との交点	土岐市地内の高速自動車国道中央自動車道西宮線の立体交差点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		土岐市地内の高速自動車国道中央自動車道西宮線の立体交差点	可児郡御嵩町地内の栢森横断歩道橋				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					可児郡御嵩町地内の栢森横断歩道橋	可児郡御嵩町地内の県道多治見白川線との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		可児郡御嵩町地内の県道多治見白川線との交点	可児市地内の東海旅客鉄道太多線との交点				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					可児市地内の東海旅客鉄道太多線との交点	美濃加茂市地内の深田橋	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		美濃加茂市地内の深田橋	各務原市・加茂郡坂祝町境				美濃加茂市地内の深田橋から岐阜市・各務原市境までの区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					羽島郡岐南町三宅地内の岐阜市・羽島郡岐南町境	羽島郡岐南町徳田西地内の岐阜市・羽島郡岐南町境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					岐阜市・瑞穂市境	不破郡関ヶ原町地内の関ヶ原橋	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		不破郡関ヶ原町地内の関ヶ原橋	滋賀県境				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
4	一般国道22号	愛知県境	羽島郡岐南町八剣地内の一般国道21号との交点				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 （第５条第１０号の区域）	許可地域等		許可区域 （第７条第６号の区域）
		禁止区間 （条例第５条第９号の区間）			許可区間 （第７条第５号の区間）		
		始点	終点		始点	終点	
5	一般国道41号	愛知県境	美濃加茂市地内の中濃大橋				県内の全区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					美濃加茂市地内の中濃大橋	美濃加茂市地内の県道野上古井線との交点	
		美濃加茂市地内の県道野上古井線との交点	加茂郡白川町・下呂市境				
		高山市･飛騨市境	富山県境				
6	一般国道156号	美濃市･郡上市境	郡上市大和町地内の神路橋				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					郡上市大和町地内の神路橋	郡上市白鳥町地内の郡上市立北濃小学校前	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		郡上市白鳥町地内の郡上市立北濃小学校前	郡上市高鷲町地内の県道鮎立恩地線との交点				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					郡上市高鷲町地内の県道鮎立恩地線との交点	郡上市･高山市境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		高山市･白川村境	富山県境	左記区間の路線の両側500メートル未満の区域			左記区間の路線の両側500メートル以上1,000メートル以内の区域
7	一般国道157号				本巣市地内の県道北方多度線との交点	福井県境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
8	一般国道158号	福井県境	郡上市白鳥町向小駄良地内の一般国道156号との交点				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域

番号	路線名	禁止地域等 禁止区間 （条例第５条第９号の区間）		禁止区域 （第５条第１０号の区域）	許可地域等 許可区間 （第７条第５号の区間）		許可区域 （第７条第６号の区域）
		始点	終点		始点	終点	
9	一般国道248号	多治見市・可児市境	可児市下恵土地内の県道土岐可児線との交点				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					可児市下恵土地内の県道土岐可児線との交点	関市地内の県立関高等学校前	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					美濃加茂市・関市境	関市山田地内の一般国道156号との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
10	一般国道256号				岐阜市・山県市境	山県市椎倉・同市岩佐境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					関市板取地内の下白谷橋	関市板取地内の県道白鳥板取線との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					郡上市八幡町城南町地内の一般国道156号との交点	郡上市八幡町旭地内の一般国道472号との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		中津川市加子母字桜ノ木地内の一般国道257号との交点	中津川市下野地内の一般国道257号と交点				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
11	一般国道257号	阿木川左岸側の恵那市・中津川市境	阿木川右岸側の中津川市・恵那市境				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					中津川市大字中津川地内の東海旅客鉄道中央本線との交点	中津川市地内の福岡地下道	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		中津川市地内の福岡地下道	中津川市・下呂市境				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
12	一般国道258号				大垣市地内の高速自動車国道中央自動車道西宮線の立体交差点	三重県境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
13	一般国道303号				本巣市地内の県道北方多度線との交点	滋賀県境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 （第５条第１０号の区域）	許可地域等		許可区域 （第７条第６号の区域）
		禁止区間 （条例第５条第９号の区間）			許可区間 （第７条第５号の区間）		
		始点	終点		始点	終点	
14	一般国道360号				富山県境	大野郡白川村・飛騨市境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		大野郡白川村・飛騨市境	大野郡白川村荻町地内の一般国道156号との交点	左記区間の路線の両側500メートル未満の区域			左記区間の路線の両側500メートル以上1000メートル以内の区域。
15	一般国道363号				愛知県境	瑞浪市・恵那市境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					恵那市・中津川市境	中津川市地内の一般国道19号との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
16	一般国道365号	滋賀県境	不破郡関ヶ原町地内の高速自動車国道中央自動車道西宮線の立体交差点				県内の全区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					不破郡関ヶ原町地内の高速自動車国道中央自動車道西宮線の立体交差点	三重県境	
17	一般国道417号				大垣市地内の一般国道21号との交点	揖斐郡揖斐川町三輪地内の一般国道303号との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		揖斐郡揖斐川町東横山地内の一般国道303号との交点	揖斐郡揖斐川町塚地内の終点				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
18	一般国道418号				関市平和通地内の県道関本巣線との交点	関市旭ヶ丘地内の県道関金山線との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
19	一般国道472号				高山市・郡上市境	郡上市八幡町旭地内の一般国道256号との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域

番号	路線名	禁止地域等 禁止区間 （条例第５条第９号の区間）		禁止区域 （第５条第１０号の区域）	許可地域等 許可区間 （第７条第５号の区間）		許可区域 （第７条第６号の区域）
		始点	終点		始点	終点	
20	県道 岐阜南濃線						岐阜市南鶉・同市柳津町境から岐阜市・羽島市境までの区間の路線の両側千メートル以内の区域
					岐阜市･羽島市境	羽島市竹鼻町地内の県道大垣一宮線との交点	左記区間の路線の両側１,000 メートル以内の区域
					羽島市地内の新幹線鉄道の立体交差点	羽島市地内の南濃大橋	左記区間の路線の両側１,000 メートル以内の区域
21	県道 大垣一宮線				海津市海津町大字高須地内の県道津島海津線との交点	海津市海津町大字馬目地内の県道津島南濃線との交点	左記区間の路線の両側１,000 メートル以内の区域
					大垣市地内の小泉橋	羽島市福寿町地内の県道岐阜南濃線との交点	左記区間の路線の両側１,000 メートル以内の区域
					羽島市竹鼻町地内の県道岐阜南濃線との交点	愛知県境	左記区間の路線の両側１,000 メートル以内の区域
22	県道 中津川南木曽線	中津川市大字落合地内の一般国道 19 号との交点	中津川市神坂・同市馬籠境				左記区間の路線の両側１,000 メートル以内の区域
		中津川市神坂・同市馬籠境	長野県境	左記区間の路線の両側５00 メートル以内の区域			
23	県道 津島南濃線				海津市海津町大字馬目地内の県道岐阜南濃線との交点	海津市南濃町大字駒野地内の一般国道258 号との交点	左記区間の路線の両側１,000 メートル以内の区域
24	県道 山東本巣線				揖斐郡揖斐川町地内の万代橋	県道揖斐川谷汲山線との交点	左記区間の路線の両側１,000 メートル以内の区域
25	県道 高鷲インター線	郡上市高鷲町地内の起点	郡上市高鷲町地内の一般国道 156 号との交点	左記区間の路線の両側５00 メートル未満の区域			
26	県道 白鳥板取線				関市板取地内の一般国道 25６号との交点	関市･郡上市境	左記区間の路線の両側１,000 メートル以内の区域

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 （第５条第１０号の区域）	許可地域等		許可区域 （第７条第６号の区域）
		禁止区間 （条例第５条第９号の区間）			許可区間 （第７条第５号の区間）		
		始点	終点		始点	終点	
27	県道 南濃関ヶ原線				海津市南濃町大字奥條地内の一般国道 258 号との交点	大垣市上石津町牧田地内の一般国道 365 号との交点	左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
28	県道 関金山線				関市旭ヶ丘地内の一般国道 418 号との交点	加茂郡七宗町・下呂市境	左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
29	県道 白鳥明宝線				郡上市白鳥町恩地地内の郡上市道那留恩地線との交点	郡上市白鳥町恩地地内の県道鮎立恩地線との交点	左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
30	県道 多治見白川線				可児市久々利地内の県道土岐可児線との交点	可児市瀬田地内の花フェスタ記念公園東入口	左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
31	県道 土岐可児線				土岐市泉町地内の一般国道 19 号との交点	可児市広見地内の県道可児金山線との交点	県内の全区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
32	県道 古川清見線	飛騨市古川町地内の一般国道 41 号との交点	飛騨市・高山市境	上記区間の路線の両側 500 メートル未満の区域			
33	県道 津島海津線				海津市海津町大字札野地内の県道木曽三川公園線との交点	海津市海津町大字高須地内の県道岐阜南濃線との交点	左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
34	県道 稲山津島線				海津市海津町大字森下地内の県道北方多度線との交点	海津市海津町大字札野地内の県道津島海津線との交点	左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
35	県道 岐阜羽島線				羽島市足近町地内の県道岐阜南濃線との交点	羽島市地内の県道大垣一宮線との交点	左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
36	県道 鶉羽島線	岐阜市・羽島市境	羽島市小熊町大字天王字堤内 805 の 12 番地先				左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
37	県道 岐阜羽島停車場線				羽島市福寿町地内の東海旅客鉄道新幹線鉄道との交点	羽島市福寿町地内の県道大垣一宮線との交点	県内の全区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 （第５条第１０号の区域）	許可地域等		許可区域 （第７条第６号の区域）
		禁止区間 （条例第５条第９号の区間）			許可区間 （第７条第５号の区間）		
		始点	終点		始点	終点	
38	県道 木曽三川公園線				海津市海津町大字石亀地内の海津市道海津１－1656 号線との交点	海津市海津町大字札野地内の県道津島海津線との交点	左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
39	県道 大垣養老公園線				大垣市地内の新幹線鉄道の立体交差点	養老郡養老町地内の終点	左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
40	県道 関記念公園線	関市地内の関本巣線との交点	関市地内の終点				左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
41	県道 鮎立恩地線				郡上市白鳥町恩地地内の県道白鳥明宝線との交点	郡上市高鷲町鮎立地内の郡上市道やまびこ線との交点	左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
42	県道 剣大間見白鳥線				郡上市大和町剣地内の一般国道 156 号との交点	郡上市白鳥町那留地内の郡上市道那留恩地線との交点	左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
43	県道 寒水徳永線				郡上市大和町徳永地内の一般国道 156 号との交点	郡上市大和町牧地内の郡上市道栗巣線との交点	左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
44	県道 ひるがの高原線				郡上市高鷲町鷲見地内の郡上市道やまびこ線との交点	郡上市高鷲町ひるがの地内の一般国道156号との交点	左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
45	県道 白山公園線	大野郡白川村平瀬地獄谷地内の起点	大野郡白川村御母衣地内の一般国道 156 号との交点	左記区間の路線の両側 500 メートル未満の区域			左記区間の路線の両側 500 メートル以上 1000 メートル以内の区域
46	県道 打保神岡停車場線	飛騨市神岡町打保地内の起点	飛騨市神岡町伊西地内の伊西トンネル入口	左記区間の路線の両側 30 メートル未満の区域			左記区間の路線の両側 30 メートル以上 1000 メートル以内の区域
47	県道 岐阜関ヶ原線				本巣郡北方町・本巣市境	本巣市･揖斐郡大野町境	左記区間の路線の両側 1,000 メートル以内の区域
48	関市道 6-318 号線	関市小瀬地内の一般国道 156 号との交点	岐阜市･関市境	左記区間の路線の両側 30 メートル未満の区域			
49	関市道 幹１－３号線	関市塔ノ洞地内の起点	関市志津野地内の県道富加美濃線との交点	左記区間の路線の両側 30 メートル未満の区域			

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 （第５条第１０号の区域）	許可地域等		許可区域 （第７条第６号の区域）
		禁止区間 （条例第５条第９号の区間）			許可区間 （第７条第５号の区間）		
		始点	終点		始点	終点	
50	関市道 幹１－34 号線	関市西本郷通地内の関市道幹１－49 号線との交点	関市下有知地内の県道富加美濃線との交点	上記区間の路線の両側３０メートル未満の区域			
51	中津川市道 山口１－２号線	中津川市地内の中津川市道山口４号線との交点	中津川市地内の県道中津川南木曽線との交点	左記区間の路線の両側１００メートル以内の区域			
52	中津川市道 山口１－３号線	中津川市地内の中津川市道 102 号線との交点	中津川市地内の県道中津川南木曽線との交点	左記区間の路線の両側１００メートル以内の区域			
53	中津川市道 山口１－４号線	中津川市地内の中津川市道 102 号線との交点	中津川市地内の県道中津川南木曽線との交点	左記区間の路線の両側２００メートル以内の区域			
54	郡上市道 那留恩地線				郡上市白鳥町那留地内の県道剣大間見白鳥線との交点	郡上市白鳥町恩地地内の県道白鳥明宝線との交点	左記区間の路線の両側１,000 メートル以内の区域
55	郡上市道 やまびこ線				郡上市高鷲町鮎立地内の県道鮎立恩地線との交点	郡上市高鷲町鷲見地内の県道ひるがの高原線との交点	左記区間の路線の両側１,000 メートル以内の区域
56	郡上市道 長野線	郡上市高鷲町地内の起点	郡上市高鷲町地内の郡上市道やまびこ線との交点	左記区間の路線の両側５００ メートル未満の区域			
57	海津市道 海津 1-1656 号線				海津市海津町大字森下地内の県道北方多度線との交点	海津市海津町大字石亀地内の県道木曽三川公園線との交点	左記区間の路線の両側１,000 メートル以内の区域
58	白山スーパー林道	大野郡白川村鳩谷地内の起点	石川県境	左記区間の路線の両側５００メートル未満の区域			左記区間の路線の両側５００メートル以上 1,000 メートル以内の区域
59	大規模林道 高山・大山線	高山市・飛騨市境	飛騨市神岡町打保宮ノ外 543 番地の 21 地先	左記区間の路線の両側３０メートル未満の区域			左記区間の路線の両側３０メートル以上 1,000 メートル以内の区域

２　鉄道等　※岐阜市域内、高山市域内、多治見市域内、美濃市域内、恵那市域内、各務原市域内及び下呂市域内は、下記の区域から除外する。

（令和３年４月１日現在）

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域（第５条第１０号の区域）	許可地域等		許可区域（第７条第６号の区域）
		禁止区間（条例第５条第９号の区間）			許可区間（第７条第５号の区間）		
		始点	終点		始点	終点	
1	新幹線鉄道			県内の全区間の路線の両側500メートル未満の区域。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第１項第１号に規定する用途地域が定められている区域を除く。			県内の全区間の路線の両側1,000メートル以内の区域。ただし、禁止地域等の区域を除く。
2	東海旅客鉄道東海道本線	滋賀県境	瑞穂市・岐阜市境				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		岐阜市・羽島郡岐南町境	愛知県境				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
3	東海旅客鉄道高山本線	各務原市・加茂郡坂祝町境	加茂郡白川町・下呂市境				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		高山市・飛騨市境	富山県境				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
4	東海旅客鉄道中央本線	多治見市・土岐市境	長野県境				県内の全区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
5	東海旅客鉄道太多線				多治見市・可児市境	美濃加茂市地内の美濃太田駅	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
6	樽見鉄道樽見線				大垣市地内の大垣駅	本巣市地内の神海駅	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
7	長良川鉄道越美南線				美濃加茂市地内の美濃太田駅	関市・美濃市境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					美濃市・郡上市境	郡上市地内の北濃駅	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
8	明知鉄道明知線				恵那市地内の恵那駅	恵那市明智町地内の明知駅	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
9	名古屋鉄道名古屋本線	岐阜市・羽島郡岐南町境	愛知県境				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 （第５条第１０号の区域）	許可地域等		許可区域 （第７条第６号の区域）
		禁止区間 （条例第５条第９号の区間）			許可区間 （第７条第５号の区間）		
		始点	終点		始点	終点	
10	名古屋鉄道 竹鼻線				羽島郡笠松町地内の笠松駅	羽島市地内の江吉良駅	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
11	名古屋鉄道 羽島線				羽島市地内の江吉良駅	羽島市地内の新羽島駅	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
12	名古屋鉄道 広見線				可児郡御嵩町地内の御嵩駅	愛知県境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
13	養老鉄道 養老線				揖斐郡揖斐川町地内の揖斐駅	三重県境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域